



府食第70号

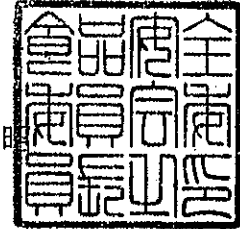
平成15年8月28日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅 昭



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (回答)

平成15年8月5日付厚生労働省発食安第0805002号で貴省より当委員会に対し
照会された事項について下記のとおり回答いたします。

記

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第13号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する場合は以下のとおりと認められる。

既に許可又は承認されている特定保健用食品(以下、「既許可等特定保健用食品」という。以下同じ。)と明らかに同等であり、新たに食品健康影響評価が必要でない場合として次に掲げるもの

- ① 既許可等特定保健用食品と商品名又は申請者のみが異なるもの
- ② 既許可等特定保健用食品と風味(香料、着色料等の添加物)が異なるもの
- ③ 既許可等特定保健用食品と1日当たりの関与成分の摂取量の変更がないもの、又は減じたもの